

国土利用計画

第三次大桑村計画

長野県木曾郡大桑村

国 土 利 用 計 画

(第三次大桑村計画)

令和 2 年 3 月 3 日

大桑村議会議決

令和 2 年 3 月 4 日

告示 (決定)

目 次

前 文

第 1 村土利用に関する基本構想

- (1) 村土利用の基本方針 1
- (2) 利用区分別の村土利用の基本方向 3

第 2 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (1) 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 5
- (2) 地域別の概要 7

第 3 第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 公共の福祉の優先 9
- (2) 土地利用関連法制等の適切な運用 9
- (3) 村土の保全と安全性の確保 9
- (4) 持続可能な村土の管理 9
- (5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 10
- (6) 土地の有効利用の促進 10
- (7) 土地利用転換の適正化 11
- (8) 村土に関する調査の推進と計画の効果的な推進 12
- (9) 協働による村土管理の推進 12

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 2 条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって、安定し均衡ある国土の利用を確保することを目的として、同法第 8 条の規定に基づき、当村の区域における国土（以下「村土」という。）の利用に関し必要な事項を定める計画（以下「大桑村計画」という。）であり、村土の利用に関する行政上の指針となるものであるとともに、同法第 5 条及び第 7 条の規定に基づきそれぞれ定められた全国計画及び長野県計画を基本として策定し、国土利用計画の体系を構成するものです。

更に本計画は、村のめざすべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示した、大桑村総合計画の基本構想に即して策定したものです。

なお、この大桑村計画は、長野県計画の改定並びに大桑村基本構想（大桑村総合計画）の改定、更には社会情勢等に変動があった場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1 村土利用に関する基本構想

(1) 村土利用の基本方針

ア 基本理念

村土は、現在及び将来における村民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。かけがえのない郷土を守りつつ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、社会的文化的条件に配慮し、健康で明るく住み良い生活環境の創造と村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、長期的な展望のもとに、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を図らなければなりません。

イ 村土の特性

本村は長野県の南西部、木曽郡の南部に位置し、東西約30km、南北約10km、総面積は234.47km²です。東は南駒ヶ岳、空木岳等中央アルプスの山々によって伊那谷に接し、南は南木曽町に、西は奥三界岳によって岐阜県中津川市及び王滝村に、北は上松町に隣接しています。

地勢をみると、村の中央部を北東から南西にかけて流れる木曽川へ、伊那川、殿小川、阿寺川等の中小河川が流入し、起伏の激しい複雑で急しゅんな地形をなしています。また、木曽川の流れに沿って国道19号、J R 中央本線が通っています。

総面積の95.8%を森林が占め、集落、農地は木曽川とその支流の比較的平坦な標高500m～800mの地域に小規模に散在しています。

村土の利用に当たっては、こうした村土の特性を踏まえ、美しく豊かな自然環境を保全・再生・活用しながら、安全で豊かな村土づくりを実現していく必要があります。

ウ 村土利用をめぐる基本的条件の変化

今後、村土を利用するに当たっては、次のような基本的条件を考慮する必要があります。

- ・ 本格的な人口減少社会の到来
- ・ 自然環境等の悪化
- ・ 相次ぐ自然災害の発生
- ・ 農林業の後継者不足、担い手の減少
- ・ 情報通信技術の発達
- ・ 国、地方を通じた厳しい財政状況

エ 今後の課題

今回の計画期間における課題として、農業においては、農家数の減少や農業者の高齢化、後継者不足、これらに伴う荒廃農地の増加、さらには野生鳥獣による農産物被害の増加といった問題が一層深刻化し、農業の総合的な活力低下が懸念されています。

林業においては、木材需要の停滞や価格の低迷等を背景に、林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業従事者の減少や高齢化、野生鳥獣や病害虫による被害の一層の深刻化とも相まって、森林所有者の森林・林業に対する関心が薄れ、適切な保育が行われていない森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

東日本大震災後、再生可能エネルギーが見直され、特に自然エネルギーの普及は全国的に拡大してきています。こうした中、村では自然環境の保全を図るため、環境基本条例・環境基本計画を策定しました。特に、大規模太陽光発電施設などの自然エネルギー関連施設の設置については、村土の保全と安全性の確保、環境・景観の保全や地域住民の意向等、調和に配慮していくことが重要です。

更に、人口流出による所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会においては、村土の適切な利用と管理を通じて村土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。村土利用の総合的、組織的管理を行うとともに、少子高齢化、人口減少による農林業の担い手不足等に対応するため、個人、ボランティア、各種団体、企業等との連携が重要です。

(2) 利用区分別の村土利用の基本方向

ア 農地等

田畑を中心とする農地については、整備された優良農地の保全及び有効利用を進めて、荒廃農地の発生を抑制し、生産性の高い農地として長期的に活用します。

採草放牧地については、集団放牧場及び採草地として利用するとともに、周囲の森林との調和を図り水源かん養林として保全を図ります。

イ 森林

森林については、将来にわたって適正な管理と水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

ウ 水面・河川・水路

河川氾濫区域や土砂災害警戒区域等における安全性の確保、より安定した用水の供給のための農業用排水路整備等に要する用地の確保を図ります。これらの整備に当たっては、できるかぎり自然環境や景観に配慮し、多様な機能の維持、向上を図ります。

エ 道路

地域間交流の促進、村土の有効利用や生活・生産基盤の整備を進めるため、一般道路の建設及び改良に努め、必要な用地の確保を図ります。

道路の安全性、快適性等の向上、防災機能等の向上に努めるとともに、環境の保全に十分配慮します。また、適切な維持管理・更新により既存用地の持続的な利用を図ります。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るために必要な用地の確保に努めます。

なお、林道の開設に当たっては、森林のもつ多面的機能を損なうことのないように配慮します。

オ 住宅地

宅地については、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、定住人口の増加に向け、自然環境や農用地との調和に留意しつつ、適切な区域を選定して、良好な住宅用地の確保を図り

ます。

カ 工業用地

産業活動の活性化に向け、環境の保全に配慮しつつ、工業用地の確保を図ります。

キ その他の用地

文教施設、公園、福利厚生施設等の公用・公共用施設用地は、豊かな村民生活を送るためには不可欠なものです。時代の変化と多様化に対応しながら環境の保全に配慮しつつ、適正な維持管理に努めます。

第2 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画年次

計画の目標年次は令和11年とし、基準年次は平成30年とします。
なお、参考として令和7年を中間年次として設定しました。

イ 社会フレームの想定

村土の利用に関して前提となる人口については、令和11年におよそ3,100人、1,480世帯になるものと想定します。

ウ 利用区分

村土利用区分については、農地、森林、宅地等の地目区分によりま
す。

エ 目標の設定方法

村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分の現況と変化に基づき、将来人口を前提として利用区分別に必要な土地の面積を予測し、かつ、土地利用の実態との調整を考慮して目標面積を設定しました。

オ 目標値

村土利用の基本構想に基づく令和11年の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりです。

なお、(2)の「地域別の概要」も含め、以下の数値については、今後の経済動向を踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

(第1表)

利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha・%)

利用 区分	平成30年		令和7年		令和11年		令和11年ー平成30年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農地等	206	0.9	182	0.8	171	0.7	△35	△0.2
農地	141	0.6	117	0.5	106	0.5	△35	△0.1
採草放牧地	65	0.3	65	0.3	65	0.3	0	0.0
森林	22,320	95.2	22,345	95.3	22,359	95.4	39	0.2
原野	69	0.3	69	0.3	69	0.3	0	0.0
水面・河川・水路	257	1.1	257	1.1	257	1.1	0	0.0
道路	271	1.2	283	1.2	289	1.2	18	0.1
宅地	115	0.5	118	0.5	120	0.5	5	0.0
住宅地	77	0.3	77	0.3	77	0.3	0	0.0
工業用地	6	0.0	6	0.0	6	0.0	0	0.0
その他の宅地	32	0.1	35	0.1	37	0.2	5	0.0
その他	209	0.9	193	0.8	182	0.8	△27	△0.1
合計	23,447	100.0	23,447	100.0	23,447	100.0	0	—

(2) 地域別の概要

本村における地域別の概要は、次のとおりです。

ア 須原地域

この地域は、木曾川左岸の旧中山道須原宿を中心とした住宅地であり、国指定の重要文化財定勝寺等歴史的建造物を持つ地域でもあります。右岸には整備された農地があり、外周部には工場団地としての工業用地があります。また、旧河川敷にスポーツ公園として社会教育施設が設置されています。一方で可住地に接して急峻な地形の森林が連なっています。

平坦地については、優良農地を保全しつつ、住宅地、工業用地等として利用を図ります。

森林については、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能や木材等を生産する木材等生産機能が持続的に発揮できるよう適切な管理を行い、村土の保全を図ります。

イ 伊奈川地域

この地域は、伊那川及び浦川流域に位置し、急峻な地形の森林の中に農地が点在しており、それぞれの上流部は国有林に接しています。

農地は小規模ながら基盤整備がされており、今後も保全活用を図ります。

地域を囲んでいる森林については、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能や木材等を生産する木材等生産機能が持続的に発揮できるよう治山・治水事業を積極的に行いながら適切な管理を行い、村土の保全を図ります。

また、村営水道の水源地域としての保全を図ります。

ウ 中部地域

この地域は、村の中央部に位置し、役場・保健センター・郵便局等の施設があります。長野、大島地区等は住宅地、工業用地等がまとまりを有しているものの、大部分は整備された農地が連なる地域であり、周辺は急峻な地形の森林となっています。

農地については、優良農地を保全し有効利用を図り、住宅地周辺に

においては、それぞれの調和に配慮しつつ一部宅地利用を図ります。

森林については、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能や木材等を生産する木材等生産機能が持続的に発揮できるよう適切な管理を行い、村土の保全を図ります。

エ 野尻地域

この地域は、木曽川左岸の旧中山道野尻宿を中心とした住宅地です。振田、川向地区には小規模ながら整備された農地が、阿寺地区の国有林内には風致探勝林に指定されている阿寺溪谷があります。その近くに温泉施設と保健休養施設があり、周辺は急峻な地形の森林となっています。

平坦地は、住環境の整備を進め、宅地としての利用を図ります。

森林については、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能や木材等を生産する木材等生産機能が持続的に発揮できるよう適切な管理を行い、村土の保全を図ります。

また、村営水道の水源地域としての保全を図ります。

オ のぞきど・袖山地域

のぞきど地域は、森林の中に保健休養施設を配した森林公園として村内外に開放されています。今後とも自然環境に配慮しつつ、施設の整備を図るとともに、保健・水源かん養林として保全を図ります。

袖山地域は、草地改良等を実施した牛の集団放牧場及び採草地として利用されています。採草放牧地として利用するとともに、周囲の森林との調和を図り水源かん養林として保全を図ります。

第 3 第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用に加え、各種の規制措置・誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

(2) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画（全国計画、長野県計画）など、土地利用に関する計画を基本として土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図ります。

(3) 村土の保全と安全性の確保

ア 地域社会の安全を確保するため、森林の保全、砂防、急傾斜地崩壊の防止等の十分な防災上の整備を行いながら、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

イ 本村の地形、地質、気象等の自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震等の災害に備えるため、必要な施設整備を進めるとともに、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成・配布や防災教育、防災訓練等を実施します。

ウ 森林の持つ多面的機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を進めるとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等、災害に強い森林づくりを進めます。

(4) 持続可能な村土の管理

ア 持続的な森林管理を行うため、主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等の施業を効率的に行えるよう、小規模な面積の森林の集約化や路網等の基盤整備を促進します。

イ 林業を担う人材の育成や確保、生産・加工・流通体制の整備等により、林業・木材生産の経営体制強化など林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 村土の多様な自然環境を保全するため、在来の野生動植物の生息環境を保全する一方、野生鳥獣被害対策のため、侵入防止柵の整備や人材育成を進め被害の防止を図ります。

イ 水源地域の保全、森林の水源のかん養機能の発揮を促進する土地利用を進めます。

ウ 美しく豊かな自然環境や風景、地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の伝統・文化・景観は、観光資源としてきわめて高い価値を有しています。これらを適切に活用し、環境に配慮した地域産業の振興を図ります。

エ 不法投棄パトロールを実施し、廃棄物等の不法投棄の防止を図ります。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 田畑を中心とする農地については、整備された優良農地の保全及び有効利用を進めて、荒廃農地の発生を抑制し、利用集積等を進め生産性の高い農地として長期的に活用します。

採草放牧地については、集団放牧場及び採草地として利用するとともに、周囲の森林との調和を図り水源かん養林として保全を図ります。

イ 森林については、将来にわたって適正に管理され、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

ウ 水面・河川・水路のうち、水面については、農業水利の保持、砂防施設等の建設を推進し村土の保全を図ります。

河川については、災害の発生を防止するため、環境保全に配慮し

つつ計画的に河川改修工事等により整備を図ります。

水路については、貴重な水を有効に活用するため、各種の改良事業等により整備を図ります。

エ 道路のうち一般道路については、周辺環境に十分配慮しながら安全性・快適性の向上のため、幹線道路および生活道路の整備を図ります。また、適切な維持管理・更新により既存用地の持続的な利用を図ります。

農林道については、現状の道路の維持管理により生産基盤の充実を図ります。

オ 住宅地については、住宅環境の整備を推進するとともに、村土の均衡ある発展を図るために周辺との調和を図りながら、必要な用地の確保を図り、計画的な住宅開発を促進します。

カ 工業用地については、産業活動の活性化に向け、環境の保全に配慮しつつ用地の確保を図ります。

キ その他の土地のうち公用・公共用施設用地、保健休養地等については、地域の人口や既存施設、利用状況の実態を考慮し適正な整備を図ります。

ク 荒廃農地については、生産者や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保により、その解消・拡大防止を図ります。

(7) 土地利用転換の適正化

ア 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことが予想されるため、周辺地域を含め事前に十分な調査を行い、村土の保全、環境保全を図りつつ適正に行います。

イ 農地等の利用転換については、農業経営の安定および地域農業に及ぼす影響に留意し、無秩序な転用を抑制し、公益機能を配慮しつつ、農業以外の土地利用との総合的かつ計画的な調整を図ります。

ウ 森林の利用転換については、森林の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止、水資源の確保、環境の保全等、公益的機能の低下の防止に十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

（８）村土に関する調査の推進と計画の効果的な推進

土地境界の明確化が目的である国土調査による地籍整備は、土地取引、民間開発・村土基盤整備の円滑化等に貢献する極めて重要な取組であり、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点からも計画的に実施を図ります。

計画の推進については、各種の指標等を活用し村土利用をとりまく状況の変化及び計画推進上の課題を把握し、目標に向けて効果的な施策を講じます。

（９）協働による村土管理の推進

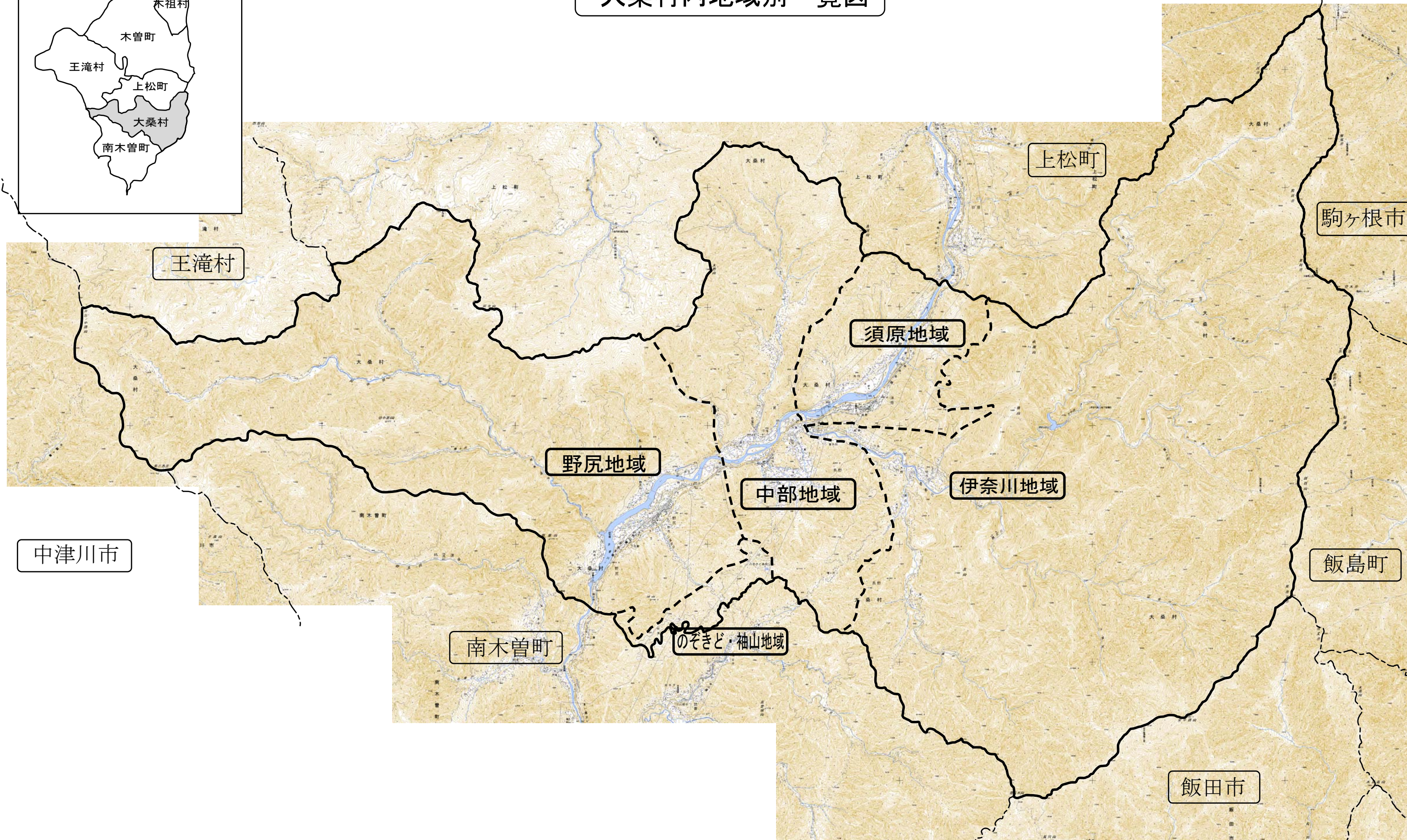
土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして、村土の管理に参加することは、村土管理の水準の向上だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起等適切な村土の利用向上の効果が期待されます。

このため、国や県、村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、個人、地域団体、ボランティア、企業等による森林整備や農地保全への参加等を通じた村土の適切な管理に参画していく取組を推進します。

木曽郡大桑村位置図



大桑村内地域別一覧図



1000 500 0 1000 2000 3000 4000m